

毎週火、金曜日発行(但休日)に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇監査公告 昭和三十二年度に係る「東、中、西部福祉事務所」の定期監査の結果公表

監 査 公 告

鳥取県監査公告第二百十号

地方自治法第百九十九条の規定に基き、昭和三十二年
度にかかる「東、中、西部福祉事務所」の定期監査を執行
したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十三年十月三日

鳥取県監査委員 松 本 利 治

同 荻 原 治 郎

同 千代西尾 泰 章

同 杉 谷 正 雄

監 査 箇 所 執 行 年 月 日

西部福祉事務所	昭和三十三年七月	二日
中部福祉事務所	同	七月 十六日
東部福祉事務所	同	七月二十四日

福 祉 事 務 所

各福祉事務所に対する昭和三十二年定期監査を執行した
のであるが、その結果各所とも概ね円滑に執行運営を
図つてきたものと認めた。

しかしながら業務内容が複雑多岐であるのに依然として
人員が不足し運営上のあい、となつてゐる。

また、保護の適正執行に伴う事務的処理並びに関係諸団
体及び各種委員との連携、等についても更に改善推進す
べきものが認められるので、早急に適切な措置を講じ保
護の効率的執行に一層の努力が望まれる。

次に各所共通の事項は概ね次のとおりである。

一 各所別職員配置状況は次表のとおりで社会福祉主
事の担当している保護ケースは大体に均衡がとられて

いるが、被保護者の所在地が遠隔へき地に比較的多く、更には職員で健康上勤務制限をうけているものが多く業務運営上少なからぬ支障を来している現状である。管内の立地条件を勘案した職員の合理的再配置について検討の要が認められる。

また、保護決定に要する調査事務はその内容が複雑化しており実施上種々困難なものが多くなかには危険が伴う場合も予想されるので、これら担当職員の身分保障並びに格付措置等待遇改善につき県当局は更に考究善処の要がある。

区分	所長	係長	社会福祉主事	その他	
				身体障害者福祉司	母子計
東部	1	3	20	1	2
中部	1	3	13	1	2
西部	1	3	13	1	2

(三三、五、三一現在)

注 東部福祉事務所は七月一日の異動により社会福祉主事一名が減員となり主事一名が増員された。

二 各所保護適用状況は次表のとおりで世帯件数は逐年減少し、保護費においても算定基準の改定があつたにもかかわらず本年度は減少している。保護決定に当つては各所とも訪問調査の励行に努め慎重を期しているが人員及び経費の不足で毎月訪問すべき計画が隔月と

なり或は、長期間訪問していないものも相当に見受けられ、特に新規申請のもので調査決定が著るしく遅れ保護措置に適正を欠ぐものがあつたので、これが訪問調査等適確なる業務計画を樹立し事務の早期処理を図るとともに適用後における自立指導についても充分配

慮し、保護の適正執行に一層努力をされたい。

各所が取扱つた生活保護法による保護状況調

(年間における月平均によるもの)

(単位千円)

年度別	被保護世帯数	被保護人員数	保護費		延人員	扶助別状況						
			総額	一人当り額		生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	その他		
三十年	二,六七	七,七三	八,六四七	一,五五五	二二,〇六	三,八五	二四七	四〇九	一,八六八	三,八四三	九九	三三
三十一年	二,一三三	五,八七四	九,〇九	一,五六六	一一,五四八	三,三三	二〇七	四二九	一,七六三	五,五八	九四	三九
三十二年	一,八八	五,二六九	九,三三	一,七六九	八,九〇	三,四八	一五	三六	一,五九	四,九〇三	八九	三三

三 母子福祉資金の貸付に対する事前指導は比較的適切に推進しているが、事後指導に徹底を欠ぐ面が見受けられる。殊に、貸付金目的外使用或は事業不振で中廃止しているもの等がありひいては償還計画に影響して資金の効率的運用を阻害している実状につき、これら事後指導に万全を期する必要がある。

なお、資金の目的外使用に対する一時償還請求並びに違約金の徴収については、放置の現状にあるが県当局は検討善処されたい。

四 児童福祉施設の整備充実並びに運営合理化の指導については努力されているが、なお、施設内容が基準に達していないもの、措置費徴収に更に指導を要するものが多いので計画的推進に一層の努力を望む。

五 国民健康保険実施促進については三ヶ年計画に基き努力した結果、漸次再開されて来たが、諸種の事情のため未再開となつている市町村があるので更に啓蒙指導に努め早期全県実施の成果を期されたい。実施市町村に対する保険財政の健全化並びに給付内容

の向上については、年次計画を策定し強力に指導推進された。

六 町村社会福祉協議会の組織は一応形は整備されて来ているが実質的に活動し得るものは少く末端における社会福祉事業の徹底を期し難い実状にあるのでこれら団体の専任職員の設置、経費の充実につき関係団体を指導し育成強化に努力されたい。

七 訪問調査等に要する活動経費(旅費)については逐年配慮がなされているが配分額が少い(地区担当者で一人一ヶ月平均二千円乃至二千五百円)ので業務運営に少なからぬ支障を来している。これらの実態を再検討し更に増額措置並びに予算配分について考究善処の要がある。

また事務的経費についても不足が認められるので用紙類の一括印刷等経費の効率的執行についても善処されたい。

なお、人員不足及び業務の特殊性から機動力(オートパイ)の整備が緊要と認められるので適切なる措置を要望する。

八 本年度末における弁償金及び償還金(特別会計を含む。)等の各所別未収額は次表のとおりで、これが整理に当つては各所とも努力しているが逐年増加の傾向にあり特に特別会計で運営している母子福祉資金貸付事業に対する回収率が不振となつているので更に適確なる収納計画を策定し早期整理に一層の努力が必要である。

弁償金及び償還金等未収額調

(三三、五、三一現在)

事務所別	一般会計		特別会計		雑収入	小計	合計
	弁償金	償還金	償還金	雑収入			
東 部	二、三三〇	四、六五五	一七、九九九	一三六、八七六	六七、五五五	三三、七五五	一、三三、二六六
西 部	一六、八〇〇	一一、三三〇	二二、九九一	五、七六一	五〇、二二六	四、二〇〇	一〇五、九〇五
計	一七、一三〇	一五、九八〇	三九、九九〇	一四二、五八七	一一七、七八一	三八、九五五	一、三九、一六一

注 本表は現、過年度分を合算した額である。

西部福祉事務所 昭和三十三年七月二日監査

監査委員 松 本 利 治
同 萩 原 治 郎
同 杉 谷 正 雄

一 国民健康保険再開促進については、三ヶ年計画により全域実施普及を目途に推進した結果第二年度(三二年度)以降に、黒坂町外五町の達成をみたが、米子、境港の両市をはじめ中山町、大山町及び名和町の一部が最終年度に持越されたが、啓蒙指導に於て一層努力し管内完全実施を期されたい。

なお、実施市町村に対する、保険財政の健全化特に保険賦課の合理化と、収納率の向上に留意し、更に給付内容の向上等行政指導の徹底を望む。

二 児童福祉施設の最低基準に対する合格率は、五四%であるが、検査が年度後期に集中されているため、証明書の交付手続或いは指示事項に対する措置状況の確認等が遅れ勝となつていたので、合理的計画運営に留意の要がある。

なお施設団体に対して措置費の収入認定の適正化等運営並びに事務処理の指導に徹底を期されたい。

三 管内における身体障害者手帳交付者は八九九名(三三、五、三一現在)で特に本年度は潜在該当者の発見と趣旨の普及に努めた結果前年度に比較し二二六増加していたことは結構である。

また、更生指導に当つては関係機関の協力を得て診査、更生指導を二四ヶ所(三七〇名)で実施し厚生援護の

一端として厚生援護施設入所あつせん者六名あり、また、台帳整備に努力し監査時において殆んどが完了してしたが更に身障ケースの訪問調査の励行、補装具の早期給付並びに潜在者の早期解消に一層の配慮を望む。

中部福祉事務所 昭和三十三年七月十六日監査

監査委員 松 本 利 治
同 荻 原 治 郎
同 杉 谷 正 雄

一 母子福祉資金貸付事業について次の点考究善処の要がある。

(一) 事前指導並びに事務処理に関するもの。

1 貸付申請書受理簿を作成し、処理の明確を期すること。

2 県よりの決定通知書を手持保管し事前指導計画策定後地区別指導時に交付しているため本人受領までに相当時日が経過している。

なお借用书は早期提出せしめ貸付金交付の失機防止に注意のこと。

3 事前指導に重点をおき好成绩を収めているが、指導計画の日程、経費等の合理化を図ること。

(二) 事後指導並びに事務処理に関するもの。

1 貸付金の使途及び事業現況の確認助言等事後指導の徹底を期し資金の効率化を図る要がある。

2 収入調書作成(調定)の時期に不合理なものがある。

3 郡部の償還状況は極めて良好(一〇〇%)であるが倉吉市分が低調である。これらは貸付との関連性が見受けられるので関係機関との連絡調整につき検討されたい。

二 国民健康保険財政運営の健全化並びに給付内容の向上について、なお指導の要がある。

また、再開促進については十月に旧下郷、上郷、浦安、八橋、三十三年四月由良町が夫々再開し残るは只泊村だけとなつたが強力に指導し早期全域完全実施を期す

れたい。

三 管内の児童福祉施設三ヶ所のうち最低基準に適合するもの(総評点八〇点以上)は羽合町立田後保育所外二ヶ所のみで他は全般的に施設内容、職員状況、運営全般に改善を要すると認められるので、これら指導に一層配慮の要がある。

なお検査の結果による改善指示が遅延し、時期を失しているもの、或いはこれに対する措置の未確認のもの等があつたので処理の適正を期すべきである。

四 本年度末における身体障害者手帳交付者は八四一名で、これらに対する補装具の交付、更生医療相談、職業補導等に努力し効果を挙げているが指導並びに相談状況等は公的に記録整備するとともに保護指導に一層努力されたい。

また職業補導に当つては補導施設への入所あつせん、職業開拓に努めていたことは結構である。更に指導援護に努力を望む。

五 経理出納その他事務処理に当つては次の点留意され

たい。

1 保護関係の事務処理は更に適切に記録整備すること。

東部福祉事務所 昭和三十三年七月二十四日監査

監査委員 松 本 利 治
同 荻 原 治 郎

一 女子福祉資金の貸付状況は比較的早期に処理されているが、貸付後における指導は充分とは認め難く目的外使用或は事業の廃止、中止が多く、償還計画推進に支障を来している。適切なる事後指導に留意し資金の効率的運用を図る要がある。

また、償還金の徴収率は現年度分七四・九%、過年度分四一・四%で調定額三百七十三万余円に対し収納額は二百四十四万余円で、その徴収率は六五・三%であり、特に鳥取市は低調である。回収に当つては償還協力員との連携、を密にし、一層努力の要がある。なお、定期巡回相談指導については、三十三年度より

実施の予定であるが、総合企画のもとに効率的運営に留意されたい。

二 児童福祉施設の整備充実並びに運営の合理化については一般監査、検査を全施設に実施し、更に指示事項確認のため特別指導監査を励行しており施設内容も逐次向上し最低基準に合格した施設十八に達し、合格率は五一・四三％で、満足すべきでないが他所に比較し極めて良好であつたことは結構である。

なお施設団体の運営内容の充実或は措置費徴収等につき一層強力的に指導を望む。

三 国民健康保険の普及状況は県の三ヶ年計画に順応し、佐治村は三三年十月一日に、福部村は三三年四月一日にそれぞれ再開し管内全市町村の普及再建の達成をみたことは結構である。

鳥取市等保険財政の赤字市町村に対する財政運用の実態は、あく、に努められるとともにこれが健全化につき一層育成指導に留意されたい。

四 総合事務所の管理は当所長が当つているが、建物の

一部が老朽化しているため管理費が嵩みこれが支弁に、更には防火設備が不完全であるため夜間管理に夫々困難が認められる実状であり、また、当所は地理的条件からしてもむしろ本庁管理とし守衛の夜間管理をせしめることが妥当な措置と考えられるので関係当局の考究善処を望む。

五 経理出納その他事務処理につき次の点留意されたい。
 (1) 被保護世帯に対する訪問調査並びに収入認定等の調査記録は明確に整備しておくこと。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

鳥 取 県 公 報
 鳥 取 市 東 町 取
 鳥 取 県 公 報 所